

第4回北斗市地域公共交通活性化協議会

日時：令和 2年 8月26日（水）午後1時30分

場所：北斗市総合文化センターかなで～る大会議室

<会議次第>

1 開 会

2 議 件

(1) 委員の変更等について（報告）

(2) 北斗市地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について（報告）

(3) 北斗市地域公共交通計画（案）の諮問について（報告）

(4) 地域公共交通調査事業の実施概要について（協議）

3 その他

(1) 委員の変更等について (報告)

○異動等による変更

- ・今村 尚徳 道南いさりび鉄道株式会社経営企画部長
(前 川越 英雄 道南いさりび鉄道株式会社経営企画部長)
- ・大岩 伸一 函館地区交通運輸産業労働組合協議会事務局長
(前 佐々木 勝弘 函館地区交通運輸産業労働組合協議会議長)
- ・吉田 雄司 七重浜商店会会長
(前 谷杉 正伸 七重浜商店会会長)

○委員の解任

- ・梅木 茂八郎 有限会社しんわ交通副社長
有限会社しんわ交通について、8月3日をもってタクシー事業を廃止したことから、
北斗市地域公共交通活性化協議会設置要綱第3条の要件を満たさなくなったため。

※全委員については、委員名簿をご覧ください。

(2) 北斗市地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について（報告）

○改正した事項

- ・協議事項の4番目「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」への改正（第2条関係）

※詳細については、参考資料1－1及び1－2をご覧ください。

【改正理由】

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正が5月27日に成立し、6月3日に公布されたことに伴い、関係条文を改正するもの。

なお、公布の日から起算して6か月以内に施行される。

(3) 北斗市地域公共交通計画（案）の諮問について（報告）

第3回協議会（書面開催）で承諾いただいた「令和2年度事業計画」のとおり、今年度、北斗市地域公共交通計画の作成に向けた調査事業等を実施します。

また、地域公共交通調査事業の補助申請（第3回協議会の参考資料4参照）の結果、6月5日付けで北海道運輸局から地域公共交通調査事業の補助金交付決定がありました。

このことから、協議会設置要綱第2条第1項第4号に規定に基づき、北斗市地域公共交通計画（案）の作成について、6月18日に市長から協議会会長へ諮問を行いました。

※詳細については、参考資料2、3をご覧ください。

北斗市地域公共交通活性化協議会設置要綱（抜粋）

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 北斗市内における地域公共交通の確保方策及びサービスの充実等に関する事項
- (2) 道路運送法の規定に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金・運行主体の選定等に関する事項
- (3) 地域需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項
- (4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づく地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項
- (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(4) 地域公共交通調査事業の実施概要について（協議）

令和2年度事業計画に基づく、地域公共交通調査事業の実施にあたり、以下のとおり専門的知識を有する事業者へ委託しました。

(1) 業務の概要

①計画策定等全体に関する業務

- ・計画策定に関するスケジュール、基本方針、基本方針を具現化するためのアクションプランの作成
- ・実効性の高い先進自治体の取組に限らず、MaaS導入を見据えた最新技術や、ICTを用いた利便性の向上が図られる手法を検討

②公共交通に関する現況整理及び課題抽出

- ・市や国・道の関連計画、各種統計調査等の結果により、地域特性の把握・分析
- ・市内を運行する公共交通や、福祉輸送、病院・商業施設などの送迎サービスを含めたすべての輸送資源の運行状況の整理と課題抽出
- ・全ての輸送資源の運行主体に対するヒアリング調査の実施

③市民等の移動実態及びニーズ把握

- ・年齢・性別などの属性ごとの利用者実態や利用目的、必要とされるサービス等についての利用者アンケートやサウンディング調査の実施・分析
- ・新たな交通モードの検討に向けたニーズ等の把握・分析

④会議等の運営支援等に関する業務

- ・活性化協議会（ワーキンググループ含む）や庁内検討会議の運営支援、先進事例の収集
- ・会議の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、対面以外の実施方法も検討

⑤地域公共交通計画案とりまとめ

- ・上記②～④を踏まえた北斗市地域公共交通計画案のとりまとめ
- ・定量的な目標（利用者数、収支等）の設定や施策の実施状況に関する毎年度の評価など、計画のPDCAが可能なものを検討

※詳細については、参考資料4をご覧ください。

(2) 業務期間

7月27日（契約締結日）～令和3年3月26日

(3) 契約金額

7,777,000円（税込）

(4) 業務委託先

株式会社T. O. パートナース（東京都）

<業務委託先選定の経緯及び理由>

- ・代表取締役の大山詠司氏は、平成30年度に本市の地域資源と新函館北斗駅や市内の交通機関を繋ぐ新たなツール開発や流動人口のアップに向けた導線の確保とエリア化など、地域の活性化につながる事業を策定するために行った「北斗市地域活性化アドバイザー業務委託」を受託していた。
- ・大山氏はこの業務を通じて、本市の社会状況や経済状況、公共交通の現状などについて詳細に分析し、市の現状を十分に把握しており、また、地域活性化につながる事業として、地域公共交通計画の前身である地域公共交通網形成計画の作成を提案していた経緯があり、地域公共交通計画の作成にあたっては、この事業計画書に基づいて行うことが有効であると考えられる。
- ・もう1名の代表取締役である為国孝敏氏は、釧路町、津別町（出身地）、千葉県香取市など多くの自治体で地域公共交通網形成計画の作成に携わるなど、豊富な知識・経験を有しており、国土交通省関東運輸局から地域公共交通マイスター（初代）に任命されている。また、北海道運輸局の地域公共交通人材育成研修の講師も務めている。
- ・以上のことから、市の公共交通に関する現状に精通し、かつ公共交通計画作成に向けたノウハウを有する上記事業者に発注することで、より現実的な地域公共交通計画案を作成することが可能と考えられる。